

岩手県告示第 863 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県土地改良事業団体連合会会長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、東磐井郡藤沢町及び下閉伊郡川井村
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 11 月 5 日から平成 20 年 3 月 14 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（航空写真カラー撮影・デジタルオルソ画像作成）